「堺市上下水道局本庁舎の電気通信役務の提供」仕様書

1 目的

堺市上下水道局本庁舎(以下「本庁舎」という。)で使用する電話及びファクシミリについて、現行の電話通信網及び通信の質を確保しつつ、電気通信役務の提供に係る利用料金の低減を図ることを目的とする。

2 対象回線

- (1) 本庁舎において使用中の 14 の実回線(詳細は、別紙 1 を参照のこと。) 及びダイヤルイン 82 番号を対象とする。
- (2) 契約締結後において、組織改正、繁閑に伴う通話頻度の変動等の理由により、実回線数を増減(ただし、アナログ回線にあっては、回線数の減少に限る。)させることがある。この場合においては、変更契約書を締結するものとする。

3 通信・通話範囲

国内はもとより、海外への通信・通話体制も整えること。

4 履行期間

令和7年3月1日から令和9年2月28日まで

5 履行場所

- (1) 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 堺市上下水道局本庁舎本館
- (2) 堺市北区百舌鳥梅北町2丁57番1 堺市上下水道局本庁舎南館

6 契約単価

初年度の契約単価を、履行期間内の毎年度の契約単価とする。

7 予定数量

(1) 実回線数

種類	数量	
デジタル (INSネット 1500 に相当するもの)	1回線	
アナログ3級取扱所(事務用)	1.2 同始	
※災害時優先電話5回線含む	13 回線	

(2) 予定通話量(1か月分) 別紙2を参照のこと。

(3) 付加サービス

ダイヤルイン 82 番号

8 サポート体制

電話回線に不具合が発生した場合の受付体制は、24時間365日の対応とすること。

9 サービス内容等

(1) サービスの種類

PSTN(公衆交換電話網)、直収電話若しくは、IP電話によるサービスとする。

(2) 通信·通話品質

通信・通話品質については、通信安定性に優れ、音の途切れが無く、明瞭な音質である状態を確保すること。なお、IP電話の場合は、OAB~J番号として利用でき、総務省が定める基準(クラスA)を満たすこと。

(3) 番号ポータビリティ

現在利用中の番号に変更が生じないようにすること。

(4) 3ケタ番号サービス

警察や消防等への緊急通話(110番、119番等)をはじめ、電話番号案内(104番)など、 一定水準を確保すること。

(5) ダイヤル方法

事業所認識番号(00XX)を付与せずに提示の通話料割引が受けられること。

(6) 着信課金電話番号へのダイヤル

着信課金電話番号へのダイヤルが可能であること。

(7) 設備・機器

本庁舎で使用するPBX(構内交換機)及び内線電話網の設定変更を業務に支障を来さないよう必要最小限に止め、契約締結後もこれらが継続して利用可能であること。

(8) 災害時優先電話の確保

発信が優先される災害時優先電話 5 回線を引き続き確保の上、通話ができるようにすること。

(9) 転送機能

危機事象発生時において、アクセス回線の故障等による通話不能の場合は、本庁舎への着信を本市が指定する場所へ転送できるようにすること。なお、落札後、受注者は転送の手順等について本市と協議の上、定めること。

(10) 接続工事

ア 接続工事に係る諸経費については、受注者の負担とする。また、当該工事が原因で現行 の電話体制に障害が発生した場合は、その復旧又は代替機能の提供につき、受注者の負担 で行うものとする。

- イ 契約締結日から履行期間の開始日までの間に、接続工事を完了させ、適正に本役務の提供体制を整えること。
- ウ 本庁舎内には本契約の対象外の電話回線(お客様センターに係る回線等)があるため、 当該電話回線に不具合が生じないよう十分配慮すること。
- (11) 緊急時の体制の確保

事故発生時等、緊急時における必要な体制を確保すること。

(12) その他

ア 受注者は、落札後速やかに契約手続きを行うこと。なお、本契約は複数単価契約とする。 イ 受注者は、開通に至るまでの作業スケジュールについて、本市職員と協議・調整を行い、 その工程どおりに作業を完了すること。

ウ 契約締結後の通話単価の増額及び割引率の引き下げは認めない。

10 協議による契約解除について

本契約は発注者の通信設備更新等の都合により、契約期間の途中で契約解除する可能性がある。この場合、発注者は、契約解除日の30日以前に、書面により契約解除日を予告し、受注者がこれを承諾することで契約書第25条(協議による契約解除)による契約解除が成立し、受注者は、同条後段の損害賠償に関する請求権を放棄するものとする。

11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項であっても、本契約に必要と認められる事項は、本市と協議の上、実施すること。
- (2) 契約締結後であっても、履行内容が本仕様書に反するものであることが判明した場合は、 直ちに上下水道事業管理者指定の電話通信網に切り換えるものとする。なお、この場合にお ける一切の切換費用は、すべて受注者の負担とする。

暴力団等の排除について

1 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第2条の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表第1に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等(堺市暴力団排除条例第7条各号に定める者をいう。以下同じ)としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

2 下請負人等との締結について

受注者は、下請負人等との契約の締結に当たっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。
- (2) 本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

4 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

本庁舎 実回線一覧

○デジタル回線(1回線)【INSネット1500】

072-250-4271 (本庁舎1階 事業サービス課 (課長))

○アナログ回線(13回線)

- (1) 072-250-1101 (本庁舎4階 技術力強化グループ)
- (2) 072-250-4272 (本庁舎4階 技術力強化グループ)
- (3) 072-250-6266 (本庁舎4階 技術力強化グループ)
- (4) 072-250-7494 (本庁舎3階 水道建設課)
- (5) 072-250-9108 (本庁舎4階 事業サポート課)
- (6) 072-250-9139 (本庁舎4階 事業サポート課)
- (7) 072-250-9144 (本庁舎4階 技術力強化グループ)
- (8) 072-250-9158 (本庁舎3階 水道事業調整課)
- (9) (災害時優先電話 本庁舎5階 経営企画室)
- (10) (災害時優先電話 本庁舎3階 水道保全課)
- (11) (災害時優先電話 本庁舎2階 災害対策会議室E)
- (12) (災害時優先電話 本庁舎5階 経営企画室)
- (13) (災害時優先電話 本庁舎5階 災害対策会議室A)
- ※ 一部の電話は、発信専用として使用しているため、電話番号は非掲載とする。

予定通話量(1か月分)

通話区分	各通話時間	各通話回数
市内	1分	3,249回
	3分	1,037回
	5分	351回
	7分	147回
	9分	79回
	11分	43回
	13分	24回
	1分	938回
	3分	295回
	5分	116回
府内市外	7分	55回
	9分	32回
	11分	22回
	13分	8回
	15分	8回
府外	1分	238回
	3分	116回
	5分	82回
	7分	44回
	9分	22回
	11分	12回
	13分	11回
携帯電話	1分	2,764回
	3分	883回
	5分	333回
	7分	145回
	9分	333回
	11分	219回
	13分	145回
IP電話	1分	16回
	3分	4回

<備考>

- (1) 府内市外通話は、すべて大阪市内(距離 $20 \text{ km} \sim 30 \text{ km}$) へ通話するものとして仮定している。
- (2) 府外通話、IP電話への通話は、すべて東京都へ通話するものとして仮定している。
- (3) 携帯電話、PHS 電話への通話は、すべて市内へ通話するものとして仮定している。
- (4) 国際通話も契約の対象としているが、実績がないため、予定通話量には含めていない。